

朝日大学体育会運動部活動における安全・安心マニュアル

1. 本マニュアルの位置付け

本マニュアルは、朝日大学体育会規程第8条及び第9条に基づき、本学における体育会運動部活動の安全を確保するために、平常時及び事故発生時、非常変災時等の対応について必要な事項を記載したものである。

2. 適用範囲

本マニュアルは、本学の体育会に所属する全ての運動部に適用する。また、本マニュアルは、これら運動部に所属する全ての者に活用されることを想定している。

3. 体制

体育会運動部活動の安全確保に万全を期すために、本学に以下の者を置く。

a. 運動部リスク管理責任者

運動部のリスク管理全般に責任を有する者として、運動部リスク管理責任者を置く。体育会会長を運動部リスク管理責任者（以下「リスク管理責任者」という。）とする。

b. 運動部事故対応責任者

各運動部の活動中に発生した事故に対応するための責任者として、運動部事故対応責任者を置く。各運動部の部長を運動部事故対応責任者（以下「事故対応責任者」という。）とする。

c. 運動部事故対応担当者

各運動部の活動中に事故が発生した際に、事故対応責任者の指示を受けて適切な事故対応を行う運動部事故対応担当者を置く。各運動部の監督やコーチを運動部事故対応担当者（以下「事故対応担当者」という。）とする。

4. 心構え

運動部学生を始め運動部活動に関わる全ての者は、運動部活動が安全に遂行されるよう日頃から必要な事前の対応を施すとともに、万一事故が発生した場合、冷静かつ迅速に対応し、事故の影響を最小限に留めるよう務め、再発防止に万全を期すものとする。

5. 平常時の対応

事前の事故予防活動として以下の対応を実施する。

a. リスクの洗出し

- i. リスク管理責任者（体育会会長）は、毎年1回、運動部活動中に発生する可能性のある事故と、それらの顕在化を防ぐための確認事項等を取りまとめた別紙1「事故のリスク一覧」の内容を実状に合わせて適宜更新する。

b. 施設等の点検・改善

- i. リスク管理責任者（体育会会長）は、毎年1回、学生・スポーツ支援課及び施設管理課と連携し、別紙2「施設安全のチェックシート」を用いて施設、設備、用具を点検し、改善の必要な施設等を特定する。

- c. 施設等の改善要望への対応
 - i. 運動部の学生や指導者は、施設・設備・用具の破損、危険性を発見した場合には、任意の様式を用いてその状況をリスク管理責任者（体育会会長）に報告し、改善要望を行う。
 - ii. リスク管理責任者（体育会会長）は、前項により受領した情報をとりまとめて学生・スポーツ支援課に報告の上、想定されるリスクに応じた対応の優先順位付け（又は施設・設備・用具の使用禁止の判断）についての検討を依頼する。なお、緊急を要する場合には、速やかに施設管理課に報告し、その対応を依頼する。
 - d. 保険加入の推奨
 - i. 本学では別紙3「学生保障制度」のとおり、全学生を対象とした傷害保険等に加入することになっているため、リスク管理責任者（体育会会長）は、毎年当該保険への加入の事実を確認する。
 - e. 研修会等の実施
 - i. リスク管理責任者（体育会会長）は、毎年、安全管理に関する研修会等においてアーカイブ動画視聴会などを学内で実施する。
 - ii. リスク管理責任者（体育会会長）は、研修会等において、別紙1「事故のリスク一覧」を用いて、運動部活動中に発生し得る事故の内容と、それらの事故の発生を防ぐためのチェックポイントを参加者ととともに検討、確認し、参加者の安全管理意識の向上を図る。
 - iii. 各運動部の監督やコーチ（事故対応担当者）並びに部長（事故対応責任者）及び学生の代表は、毎年、前項の研修会等の何れかに参加しなければならない。
 - iv. リスク管理責任者（体育会会長）は、第1項の研修会等に参加した者の一覧を作成し、保管する。
 - v. 特段の事由により、全ての研修会等に参加できない対象者がいた場合には、リスク管理責任者（体育会会長）は、別途研修会等を開催するなどし、当該対象者が動画視聴できるよう取り計らう。
 - f. 事故情報・事故事例の共有
 - i. リスク管理責任者（体育会会長）は、毎年4月に、前年度において各運動部の活動中に発生した事故の情報と、可能な範囲で競技団体から収集した事故の情報の一覧を取りまとめ、各運動部の事故対応責任者（部長）及び事故対応担当者（監督やコーチ）並びに学生・スポーツ支援課及び施設管理課に共有する。
 - ii. 事故対応担当者（監督やコーチ）は、当該所属運動部にてミーティングを行い、前項により共有された一覧を用いて安全管理意識の向上を図る。
- 6. 事故発生後の初動対応**
- 運動部の活動中に怪我人が発生した場合、事故対応責任者（部長）及び事故対応担当者（監督やコーチ）が中心となり（事故対応責任者及び事故対応担当者が、怪我人が発生した現場にいない場合には、現場にいる者で協力して）、怪我のレベルに応じて以下の初動対応を行う。
- a. 怪我のレベルに応じた初動対応の実施
別紙4「学内で学生が体調不良を訴えた場合の対応マニュアル」参照
 - b. 事故情報の報告
 - i. 事故対応責任者（部長）及び事故対応担当者（監督やコーチ）（事故対応責任者及び事故対応担当者がいない場合には、怪我人が発生した現場にいる者）は、「意識があるが自力で歩くことができない（レベル2）」、「意識がない

(レベル3)」と判断した場合には、怪我人の身体の安全確保(手当・処置、119番通報、病院連絡・準備、緊急手当)を行った後、別紙5「部活動における事故等対応報告書(第一報)」を用いて速やかにリスク管理責任者(体育会会長)に状況を報告する。

- ii. 前項の報告を受けたリスク管理責任者(体育会会長)は、事故対応責任者(部長)及び事故対応担当者(監督やコーチ)と協力して事故対応を行う。
- iii. リスク管理責任者(体育会会長)は、必要に応じて、別紙5「部活動における事故等対応報告書」を用いて学生・スポーツ支援課及び施設管理課に事故対応状況を共有する。
- iv. リスク管理責任者(体育会会長)は、別紙5「部活動における事故等対応報告書」を適切に保管する。

【重要連絡先一覧】

別紙4「学内で学生が体調不良を訴えた場合の対応マニュアル」参照

7. 初動対応後の対応

発生した事故への初動対応が完了した後に、以下の対応を実施する。

a. 原因究明・再発防止

- i. 事故対応責任者(部長)は、項目6aに示す「意識があるが自力で歩くことができない(レベル2)」及び「意識がない(レベル3)」の事故が発生した場合には、当該事故の初動対応が完了した後に、遅滞なく当該事故が発生した原因を特定するとともに、再発させないための防止策を検討し、その結果を別紙5「部活動における事故等対応報告書(再発防止策)」にとりまとめ、リスク管理責任者(体育会会長)に提出する。
- ii. 前項の検討シートを受領したリスク管理責任者(体育会会長)は、その内容を確認し、記載漏れなどがある場合には再提出を求め、記載内容が適切と判断した場合には、その旨を事故対応責任者(部長)に回答し、再発防止の徹底を指示する。
- iii. 前項の回答を受領した事故対応責任者(部長)は、当該所属運動部員に再発防止策を周知し、その徹底を指示する。
- iv. リスク管理責任者(体育会会長)は、事故の発生原因が施設に起因するものであった場合には、別紙6「修理・改造工事依頼書」を作成し、施設管理課に提出する。

8. ハラスメントの防止

ハラスメントの防止活動として以下の対応を実施する。

a. ハラスメント研修会等の実施

- i. リスク管理責任者(体育会会長)は、毎年、ハラスメントに関するコンプライアンス研修会等においてアーカイブ動画視聴会などを学内で実施する。
- ii. 各運動部の監督やコーチ(事故対応担当者)並びに部長(事故対応責任者)及び学生の代表者は、毎年前項の研修会等の何れかに参加しなければならない。
- iii. リスク管理責任者(体育会会長)は、第1項の研修会等に参加した者の一覧を作成し、保管する。
- iv. 特段の事由により、全ての研修会等に参加できない対象者がいた場合には、リスク管理責任者(体育会会長)は、別途研修会等を開催するなどし、当該対象者が動画視聴できるよう取り計らう。

b. ハラスメントに関する相談窓口の周知

- i. リスク管理責任者(体育会会長)は、前項の研修会等において、学内に設置さ

れたハラスメントに関する相談窓口を周知する。また、学外に設置された相談窓口として、別紙7「UNIVAS相談窓口のご案内」を用いてUNIVAS相談窓口を紹介する。

9. 非常変災時の対応

全国各地で非常変災が発生した場合、以下の対応を実施する。

a 実態調査

- i. リスク管理責任者（体育会会長）は、事故対応責任者（部長）及び事故対応担当者（監督やコーチ）を通じて、当該所属運動部員の安否を確認するとともに、現住所先や帰省先等の家族及び家屋被害等の実態を調査する。
- ii. リスク管理責任者（体育会会長）は、調査の結果を学生・スポーツ支援課に提出し、学内関係者と情報を共有する。

b 支援

- i. 実態調査の情報をもとに、被災した学生に必要な支援を実施する場合がある。

10. 本マニュアルの閲覧環境の整備

リスク管理責任者（体育会会長）は、運動部に所属する指導者及び学生を始めとする運動部活動に関わる全ての者が本マニュアルをいつでも閲覧できるよう、本学のポータルサイト上に本マニュアルの最新版を掲載する。

11. 本マニュアルの改廃

本マニュアルの改廃は、リスク管理責任者（体育会会長）の決裁をもって行う。

(以上)

制定・改廃履歴
2026年1月13日制定